

「令和6年能登半島地震」により被害を受けられた方へ

被害を受けられた方の自動車の保管場所証明の申請手数料等を免除します。

1 対象者

令和6年能登半島地震により被災された方で岐阜県において車庫証明の申請をされる方

2 対象となる手数料

自動車保管場所証明	自動車保管場所証明申請手数料	2,200円
	// 標章交付手数料	500円
	// 標章再交付手数料	500円

3 免除期間

被災した日から令和6年6月30日までの申請分

4 免除申請に必要な書類

(1) 手数料免除申請書

(2) 市役所、町役場が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」

又は被害又は避難者であることを疎明する資料

(いずれもコピー可)

※OSS申請では手数料免除申請は受け付けることができないため免除を申請される方は紙申請をお願いいたします。

※手数料免除申請書は警察署交通課窓口でも記載いただけます。

※対象者の方で既に手数料を納付済みの方は、還付の手続きがありますので、上記必要書類と共に申請先警察署交通課窓口へ申し出ください。

※還付金については、後日口座振込となりますので、申請者本人名義の銀行支店名、口座番号等が必要となります。(通帳の写しなど)

5 問い合わせ先

最寄りの警察署交通課へお尋ねください。